緊急事態宣言下(警戒レベル第4段階)の具体的実施内容 (沖縄県対処方針)

I 県民・事業者への対応事項 項 日

I 県民・事業者への対	応事項 (令和3年8月25日更新)
項目	実施内容
	○ 沖縄県は、感染拡大や医療提供体制のひっ迫に伴い、5月21日に政府において「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定され、実施期間は5月23日から6月20日と決定されました。 ○ 政府は6月17日に、沖縄県における緊急事態措置を実施すべき期間を7月11日まで延長すること、7月8日には8月22日まで延長すること、7月30日には8月31日まで延長すること、8月25日には9月12日まで延長することを決定しました。 ○ 沖縄県の感染状況は第4段階の感染まん延期にあり、変異株への置き換わりという新たな脅威への対応、医療提供体制の崩壊を避けるため、飲食店への時短要請などの緊急事態措置などにより、警戒レベルを第3段階へ引き下げることを目標に、県対処方針を変更いたします。 ○ 直近1週間の新型コロナウイルス感染症の陽性者数が4,000人を超えるなど、感染状況は厳しさを増しています。 ○ そのため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、沖縄県の対処方針を下記のとおりとしますので、ご協力をよろしくお願いします。
◎「沖縄県医療非常事態宣言」 【県民・来訪者 の皆さまへ】	コロナ患者の急増に伴い、コロナ以外の医療提供にも影響が生じ、厳しい状況となっている 〇 不要不急の救急受診は控えること。 〇 毎日体温測定するなど健康管理を行い、少しでも症状がある場合は仕事や学校を休み、外出を控えるとともに、日中にかかりつけ医を受診し、発熱時はコールセンター(098-866-2129)にご相談ください。 〇 ルールを守らない飲食店は利用しないでください。
の要請について	○ 県内全域の飲食店及び遊興施設等において、特措法第45条第2項に基づき、次のとおり休業又は営業時間を短縮するよう要請します。対象の全期間、休業要請等に応じていただいた事業者には、店舗毎に協力金を支給します。 ①対象地域:沖縄県全域 ②要請内容: ○ 休業要請(酒類・カラオケ設備の提供停止):酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店(酒類・カラオケ設備の提供停止) ○ 営業時間短縮要請:上記以外の飲食店(宅配・テイクアウト除く)営業時間5時~20時○次の感染防止対策の実施・・従業員への検査推奨・・入場者の整理・誘導・・発熱その他の症状のある者の入場禁止・・ 手指消毒設備の設置・事業を行う場所の消毒・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知・正当な理由なくマスク着用等の感染防止潜産を講じない者の入場の禁止(退場も含む)・施設の換気・アクリル板等の設置又は座席の間隔1m以上の確保○県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力(法第24条第9項)○ 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)○ 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)○ 新婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ1.5時間以内で、少人数(50人または収容率50%以下のいずれか小さい方)で開催すること(働きかけ)③対象業種:飲食店(宅配・テイクアウトを除く)、遊興施設、結婚式場等 ④要請期間:7月12日(月)~9月12日(日)63日間 ⑤協力金: 【第8期分】R期間:168万円~(中小企業者が7/12~8/22の全期間、要請に応じた場合) ※ 早期給付:80万円(7/12~7/31までの要請協力分) ※8/6受付終了 【第9期分】48万円~(中小企業者が9/1~9/12の全期間、要請に応じた場合) ※ 近興施設等とは、キャパレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者をいう。

について

【県民・来訪者の皆さま ^]

| 2. 必要最小限の外出 | 〇 日中も含めた不要不急の外出自粛要請(外出·接触機会を徹底的に削減)

通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動・散歩など、 生活や健康の維持のために必要な場合を除き、外出を控えるようお願いします。

- ○特に20時以降の外出を控えるようお願いします。
- 必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

3. 会食関連 【県民及び県内に滞在

している皆さまへ】

- 感染防止対策が徹底されていない飲食店や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じてい ない飲食店の利用を厳に控えること。(法第45条第1項)
- 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を控えること。(法第45条第1 項)
- 会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施、感染対策が徹底されていない飲食店の 利用を避けること。(法第24条第9項)
- 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること。(法第24条第9項)
- 毎日体温測定するなど健康管理を行い、体調不良時には仕事や学校を休み、外出を控える とともに、かかりつけ医やコールセンター(098-866-2129)にご相談ください。

4.【来訪者(沖縄への 来訪を検討している)皆い。 さまへ】

- 〇 <来訪自粛>県外からの来訪について(帰省を含む)、緊急事態措置期間中は自粛してくださ
- やむなく必要があって来訪する場合は、本県入域前(3日程度)に確実にPCR検査又は抗原 検査による陰性判定を受けて下さい。

なお、国において、夏休み期間中に羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡空港から沖縄県に向 かう航空便の搭乗者のうち、希望者に無料でPCR等検査を実施しております(7月20日~9月30 日)。

- 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米 島空港到着時にPCR検査及び抗原検査(※)を受検できる体制を整備しています。
- 来訪後は、県民の方との会食などの接触は控えて下さい。
- 県内においては、県内滞在者として、県民と同様に不要不急の外出は自粛して下さい。
- ※ 那覇空港において7月22日から抗原検査を運用開始(離島空港はPCR検査のみ)

5. 各店舗や施設等に おける対策【事業者の 皆さまへ】

- 〇 「感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、従業員のマスク着用の徹底、密にならない対応、発 熱者等の入場制限、手指の消毒設備の配置、常時室内換気を行うことをお願いします。
- 店内のカラオケ設備の自粛をお願いします。
- 接触確認アプリ「COCOA」及び県が推奨するLINEアプリによる濃厚接触者通知システム 「RICCA」の積極的な活用をお願いします。また、感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」 については、QRコードを適切に付した上で店頭へ掲示し、感染対策の徹底をお願いします。

6. **県境をまたぐ往来に**【県民の皆さまへ】 ついて

- 県外との不要不急の往来は自粛をお願いします。
- 出張等についてもオンライン会議の活用等により控えてください。やむを得ず往来する必要 がある場合でも、事前にPCR検査を受検し、現地での会食を避け、帰沖後速やかにPCR検査を 受検するとともに1週間は、健康観察期間として、家族以外の方との会食を控えてください。
- 希望者は誰でも安価でPCR検査を受けられる体制を整備していますので、出発前の受検を 推奨します。陽性となった場合や、体調不良の場合は、県外への出発を中止または延期してくだ さいますようお願いします。
- また、日帰りであっても沖縄に戻って来て2週間は、自己の健康観察期間として自宅でのマス ク着用など体調管理を行ってください。なお、不安のある方は、PCR検査を検討してください。

7. 離島への往来及び 【県民・来訪者の皆さま ^]

- 離島との往来は自粛すること。(医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、 離島間の往来について 必要な職場への出勤並びにワクチン接種等これに準じるものは除きます)
 - やむなく必要があって離島との往来を予定している場合は、事前にPCR検査を受検し陰性 判定を受けて下さい。那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港においてもPCR検査が受 けられる体制を整備しています。

8. イベントの開催につ いて

【県民・来訪者の皆さま ^]

○ 規模や場所にかかわらず全てのイベントは、延期または中止を要請します。(法第24条第9 項)※無観客・オンライン配信の場合は除きます。

要請・働きかけ【事業

- |9. 事業者・経済界への 出勤者数の7割減を目指して在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得等を促進して下さい。 (働きかけ)
- **者・経済界の皆さまへ】**〇 時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進して下さい。(働きかけ)
 - 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除
 - き、20時以降の勤務を抑制して下さい。(働きかけ)
 - 〇 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を行って下さい。(法第24条 第9項)
 - 〇 自社の従業員に対し、休業要請・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳 に控えるよう求めて下さい。(法第24条第9項)
 - 学校等の臨時休業に伴い、育児等のために休む必要がある従業員に対して、休暇取得を認 めること。
 - 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を延期・オンライン活用・規模縮小・分散開催とし てください。(法第24条第9項)
 - 自社の従業員に対し、懇親会、模合、ビーチパーティ等を控えるよう求めて下さい。(法第24 条第9項)
 - 屋外照明(防犯対策上、必要な物を除く)を夜間消灯して下さい。(働きかけ)
 - ※上記の取組について、実施状況を積極的に公表して下さい。

請・働きかけ

- 10. 交通事業者への要 主要ターミナルにおいて検温などの感染防止対策を行って下さい。(働きかけ)
 - 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者において、業種別に定める感染症予防対策 ガイドラインを遵守してください。(法第24条第9項)

11. 市町村及び関係団 体との連携について

- 感染拡大防止対策や発熱時の医療受診方法が全ての県民に周知され、協力を得られるよ う、市町村においては、広報車や防災無線、全戸配布誌等を活用して広報啓発にご協力をお願 いします。
- 飲食店等を巡回し、感染防止対策の呼びかけや、休業・営業時間短縮要請の徹底を呼びか けてください。
- 各種施設、公園等の管理者として、人流の抑制やイベント等で人が集まることの回避のため の取組をお願いします。また、路上・公園等における集団飲酒等への注意喚起について、併せて お願いします。

12. 学校での対応につ いて【学校設置者】

- □ 地域の感染状況を踏まえ、引き続き、分散登校等を実施する。また、小中学校の休校につい ては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断するよう市町村教育委員 会に依頼する。
- 健康等に不安があり出席できない児童生徒については、より柔軟に対応し、オンライン等で の学習支援に努める。
- 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底す
- 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。
- 学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を延期、縮小する。
- 幼児児童生徒に対し、通学以外の不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある 場合には登校しないよう指導の徹底を図る。
- 〇 就職・進学等に伴う活動については、感染症対策を徹底した上で実施する。
- 部活動については、原則休止する。

ただし、全国大会に派遣が決定している競技に限り、大会2週間前から、学校長の許可の下、 平日90分以内(早朝練習なし)、土日休日は2時間以内、必要最小限の人数で練習することがで きる。この間、練習試合や合同練習は行わないこと。また、部活動前後での集団での飲食は控え るとともに、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。

- 〇「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施のための必要な支援を行う。
- 大学等での懇親会などについては、学生等への注意喚起をお願いします。

13. 大規模施設等への ○ 要請対象施設

て

感染防止の協力につい 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、貸会議室等、ホテルまたは旅館(集 会の用に供する部分に限る)

- 〇 要請等内容
- ・21時(映画上映、イベント開催以外の場合は20時)までの営業時間短縮要請、土日祝日の休業 要請
- ※床面積1,000㎡超(法24条9項)
- ・入場者の管理・整理誘導の徹底(法45条2項等)
- ・人数上限1,000人以下かつ収容率50%以内
- ・ 整理誘導等の状況を広く周知(働きかけ)
- ・酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を行わない(働きか け)
- ・結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ1.5時間以内で、少人数 (50人または収容率50%以下のいずれか小さい方)で開催すること(働きかけ)

〇 要請対象施設

大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店(食品、衣料品、医薬品、日用品、燃料等生活必需 物資を除く。生活必需物資の定義は厳格に取り扱う。)、体育館等運動施設、遊戯施設、博物 館、美術館等、遊興施設、サービス業を営む店舗(理美容、クリーニング屋など生活必需サービ スを除く)

- 〇 要請等内容
- ・5~20時(イベント開催の場合は21時)までの営業時間短縮要請、土日祝日の休業要請 ※床面積1,000㎡超(法第24条9項)、床面積1,000㎡以下(働きかけ)
- ・入場者の管理・整理誘導等の徹底(法45条2項)及び実施情報のHP等での公表(働きかけ)※ 実施例: 混雑時間帯の明示、混雑時の館内アナウンス等による滞留抑制、入場者数の上限設定
- セール等の集客イベントの延期及び中止(法24条9項)
- ・酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を行わない(働きか **(**†)
- ードコートでは、席と席の間隔を1m以上あけるか、アクリル板等を設置すること(法第24条第9 ・フ-項)
- ・ゲームセンターやスポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の検温や定期的な消毒を行うこと (法第24条第9項)
- 床面積1,000㎡を超える要請対象施設のうち、一定要件を満たす協力金支給対象施設運営 事業者等に協力金を支給する。
- ①大規模施設運営事業者が時短した場合
- 1日あたりの協力金=対象面積1,000㎡あたり20万円×時短率
- ②テナント事業者が時短した場合
- 1日あたりの協力金=対象面積100mあたり2万円×時短率
- ※時短率とは本来の営業時間に対して時短した割合

14. 離島空港・離島港

○ 渡航自粛等の状況に応じ、関係団体等と調整の上、施設の運営について検討する。

15. 基本的感染対策の 徹底

- 県民の皆様におかれましては、マスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒、うがい、定期的な 換気、3密(密閉・密集・密接)の回避、毎日の体温測定・健康チェック、人と人の距離を保つ等の 「新しい生活様式」を徹底した上で行動してください。
- 買い物の際も、少人数・短時間で済ませるようお願いします。
- 高齢者等の重症化リスクが高い方との面会や接触は控えるようお願いします。
- 高齢者や有症状の家族等と接する時には、マスクをつけるようお願いします。
- 会食・会合は、同居家族との食事など最小限でお願いします。

16. その他

- 感染者本人やその家族、並びに関係者に対する不当な差別的扱いや誹謗中傷は決して許さ れるものではありません。感染を「自分事(ごと)」として考え、配慮をお願いします。
- 感染拡大防止対策として、沖縄県LINE公式アカウント「RICCA(新型コロナ対策パーソナルサ ポート)」及び厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」の登録をお願いします。
- 濃厚接触者となった方については、PCR検査等で陰性となった場合でも2週間は自宅待機を 含めたしつかりとした健康観察をお願いします。

緊急事態宣言下 (警戒レベル第4段階) の具体的実施内容 (沖縄県対処方針)

Ⅱ 医療体制

(令和3年8月25日更新)

項目	実施内容
1. 病床数等の確保状	
况	
(1)病床数 	○ 病床数については、令和2年8月10日に医療フェーズ5:最大425床の確保を目標に設定。令和3年8月25日に763床に上方修正。
	○ 県内全地域で医療フェーズ4に引き上げ (令和2年10月9日) ○ 宮古・八重山地域で医療フェーズ5に引き上げ (令和2年10月16日) ○ 宮古・八重山地域で医療フェーズ4に引き下げ (令和2年11月17日) ○ 宮古地域の医療フェーズ5に引き上げ (令和2年12月9日) ○ 県内全地域で医療フェーズ5に引き上げ (令和3年1月14日) ○ 本島地域で医療フェーズ4に引き下げ (令和3年2月27日) ○ 宮古・八重山地域で医療フェーズ3Bに引き下げ (令和3年2月27日) ○ 本島地域で医療フェーズ5に引き上げ (令和3年4月3日) ○ 宮古・八重山地域で医療フェーズを4に引き上げ (令和3年4月3日) ○ 宮古・八重山地域で医療フェーズを5に引き上げ (令和3年4月20日)
(2)宿泊療養施設	○ 感染者の急増に伴う病床のひっ迫による医療崩壊を防ぐため、宿泊療養施設を開設。
	 ○ 県内全域で7施設702室で運用中 ①令和2年7月30日:那覇市内に開設(60室) ②令和2年8月4日:那覇市内に追加開設(100室→令和2年8月12日から200室) ③令和2年8月12日:宮古地域に開設(30室→令和3年3月で契約解除) ④令和2年8月4日:八重山地域に開設(30室→令和3年7月15日から55室) ⑤令和2年10月20日:北部地域に開設(30室→令和3年7月15日から60室) ⑥令和3年1月26日:宮古地域に追加施設確保(2施設合計100室→令和3年4月1日から1施設73室→令和3年7月15日から77室) ⑦令和3年6月15日:那覇市内に追加施設確保(150室) ⑧令和3年8月12日:中部地域に開設(100室)
2. 入院体制の強化	○ 重点医療機関等新型コロナウイルス感染症を受け入れる医療機関を設定し、病床確保を含め、入院体制の拡充を要請する。 ○ 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行うため、疑い患者を受け入れるとした救急・周産期・小児医療機関に対して、感染拡大防止対策などに要する設備整備費用を補助する。
	○ 新型コロナウイルス感染患者等を迅速に受け入れる体制を確保するため、病床を空床として確保した医療機関に対し空床確保の補助を行う。 ○ 新型コロナウイルス感染症の受入医療機関に入院中の非コロナ患者をコロナ患者を受け入れない医療機関に転院することを促進し、受入医療機関におけるコロナ専用病床の確保を図る。 ○ すぐに入院できないケースを想定し、入院調整が整うまでの間、酸素投与などの措置を施しながら医療スタッフのいる施設で待機するための入院一時待機ステーションを南部地域に整備した。
	○ 対策本部が状況に応じて集約する搬送先病院リストを県下消防本部へ周知することにより、疑い患者搬送時に消防機関から受入病院を照会する回数の低減を図る。
3. 無症状者や軽症者 への対応	○ 宿泊療養施設の設置 本島、宮古及び八重山地域に宿泊療養施設を設置し、無症状者及び軽症者の入所を促進する。また、当該施設による療養が困難な患者については、自宅での適切な健康管理を 行う。
4. 外来医療体制の強 化	○ 入院治療を行う重点医療機関等の機能を維持するため、一般の病院・診療所に協力を 依頼し、外来診療体制を整備。

5. 検査体制	
(1)PCR検査等件数/	〇 1日の最大検査件数
日	PCR検査:8,244件、抗原検査:3,210件
(2)PCR検体採取施 設	〇 北部、浦添、那覇・南部及び八重山地域で検体採取センターを運営している。
(3)保険診療による行 政検査	○ 261ヶ所の医師会所属クリニック及び離島診療所に検査協力医療機関又は診療検査機関を設置し、県民に対する抗原検査による迅速検査及び唾液検体を採取して外部検査機関においてPCR検査を行える体制を整備。
. 検査体制の拡充	
(1)介護施設等へのP CR検査の実施につ いて	○ 重症化するリスクが高い高齢者が利用する介護施設や、新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療機関において、施設内感染やクラスター発生を未然に防止するため、介護従事者及び医療従事者を対象に定期的なPCR検査を実施 ○ 開始時期:2月10日
(2)那覇空港PCR検 査プロジェクト (NAPP)	○ 事情により入域前の検査が受けられなかった本県への渡航者及び那覇空港から県内離島空港へ出発する渡航者で、希望者(県民を含む)を対象に那覇空港でPCR検査及び抗原検査(※)が受けられる体制を整備しています。 ○ 名称:NAPP(Naha Airport PCRtest Project) ○ 開始時期:2月3日 ※ 那覇空港において7月22日から抗原検査を運用開始
(3)離島空港PCR検 査プロジェクト	○ 本土からの直行便の就航する宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港において、航空便で到着又は出発する方で希望者(県民を含む)を対象に、PCR検査が受けられる体制を整備しています。 ○ 開始時期:6月3日
(4)安価なPCR検査 体制の構築	○ 安価にPCR検査を受けられる体制を整備するため、一定の処理能力を有する民間の検査機関が実施する検査に対し支援 ○ 開始時期:2月19日
(5)変異株に対する 検査体制の整備	○ 沖縄県環境衛生研究所において、変異株のスクリーニング検査を実施します。○ 開始時期:2月8日
(6)学校PCR検査支援	○ 学校(小·中·高)で陽性者が確認された際に迅速にPCR検査を実施し、学校における感染拡大を防止する体制を構築している。 ○ 開始時期:5月31日
/. 離島対策	○ 離島における発生状況に応じた円滑な患者搬送のため、自衛隊・海上保安庁からのリエ ゾン(連絡調整員)派遣等調整を行う。
	○ 那覇空港から県内離島空港へ出発される渡航者で希望者(県民を含む)を対象に那覇空港でPCR検査及び抗原検査(※)が受けられる体制を整備しています。 ○ 本土からの直行便の就航する宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港においても、航空便で到着する方で希望者(県民を含む)について、PCR検査が受けられる体制を整備しています。
	〇 国において、夏休み期間中に羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡空港から沖縄県に向かう航空便の搭乗者のうち、希望者に無料でPCR等検査を実施しております(7月20日~9月30日)。
	※那覇空港において7月22日から抗原検査を運用開始(離島空港はPCR検査のみ) 〇 離島空港PCR検査について、7月16日から、航空便を利用しない離島住民も検査が受けられるよう対象を拡大(宮古島市、多良間村、久米島町の住民が対象)しました。
3. 衛生資機材(医療 用マスク・防護服等)の 健保	○ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、各医療機関の在庫状況を把握し、不足の恐れのある医療機関等へ速やかに配布する。 ○ 県備蓄分について確保を進める。

信

- 9. 情報収集・分析・発 KDDI Location Analyzar(位置情報サービス)を活用し、空港や商業施設などのエリアを 指定し、緊急事態宣言前後の人流を比較分析し、外出自粛・休業要請等の効果の可視化を 行う。
 - 陽性者発生状況、警戒レベル判断指標の状況等をホームページに公表。
 - SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖 縄県LINE公式アカウント「RICCA(新型コロナ対策パーソナルサポート)」の利用を促進し、コ ロナに関する情報提供等を行う。
 - 感染状況の分析については、県外の感染症疫学の複数の専門家を対策本部の疫学 チームに招き、専門的な解析を行うことにより、総括情報部において県内の新規患者発生数 や療養者数等について分析を行っている。

10. 渡航者への対応 (水際対策)

- 事情により入域前の検査が受けられなかった本県への渡航者で、希望者(県民含む)を 対象に、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港においてPCR検査及 び抗原検査(※)が受けられる体制を整備しています。
- 国において、夏休み期間中に羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡空港から沖縄県に向 かう航空便の搭乗者のうち、希望者に無料でPCR等検査を実施しております(7月20日~9 月30日)。
- 那覇空港等に設置した旅行者専用相談センター沖縄(TACO)において、サーモグラ フィー等により発熱が確認された渡航者を迅速に検査へと繋げる対策を行う。
- 県内の感染状況に関する情報を県外に発信し、旅行者の理解を深めることとあわせて、 接触確認アプリ「COCOA」や濃厚接触者通知システムLINEアプリ「RICCA」の利用促進を図 るとともに、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の徹底を呼びかける。
- |※ 那覇空港において7月22日から抗原検査を運用開始(離島空港はPCR検査のみ)

11. クラスター対策(医 療機関、社会福祉施 設)

- 医療機関及び社会福祉施設におけるクラスターの未然防止、拡大防止に向けた取り組 みを継続して行う。
- 具体的には、クラスター発生、または発生するおそれのある医療機関・社会福祉施設に おいて感染症指導を行うICT(感染管理チーム)・ICN(感染管理看護師)の派遣体制の整備を行うとともに、次の感染拡大期に向けて、看護師を派遣し、社会福祉施設における感染防 止対策の指導・助言を実施する。
- また、引き続き医療機関・社会福祉施設における患者発生情報の収集を実施する。

チーム

- 12. 医療コーディネート 〇 保健所及び医療機関からの調整依頼の増加に対応するため、医療コーディネートチー ムの人員を増強して対応する。
 - 医師及び県職員の夜間オンコール体制を整備し、24時間体制で調整を行う。

13. コールセンター

○ 今後のインフルエンザとの同時流行に備えて、新型コロナウイルス感染症に関する相談 窓口を、発熱者を含む相談窓口として体制を強化する。それに伴い、感染状況やコールセン ターの応答率を踏まえて、昼間は最大10回線、夜間最大3回線に増設して対応中。

14. 接触経路の追跡

○ お互いのプライバシーを確保しつつ、新型コロナウイルス感染症の陽性者 と接触した可能性が通知され、帰国者・接触者外来等受診案内が行われる接触確認アプリ 「COCOA」や、SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可 能となる沖縄県LINE公式アカウント「RICCA(新型コロナ対策パーソナルサポート)」の利用を 促進し、コロナに関する情報提供等を行う。

15. 新型コロナウイル ス感染症医療機関協 力金交付事業

○新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに協力した医療機関に対し、医療従事者の処 遇改善など各医療機関の実情に応じて柔軟に活用できる協力金を交付する。

- •対象医療機関 重点医療機関等
- ・交付額(入院患者1人あたり) 軽症・中等症:320千円、重症(人工呼吸器):1,440千円、 重症(ECMO): 2,080千円
- ○重点医療機関等における病床確保のため、回復期以降も引き続き入院を必要とする患者 を積極的に受入れる医療機関に対して協力金を交付する。
 - •対象医療機関 後方支援医療機関
 - ・交付額 (転院患者1人あたり)200千円

ス感染症流行下妊産 婦支援事業 17. 新型コロナウイル	○ 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対し、助産師等の訪問による専門的なケアや電話相談等を実施する。 ○ 新型コロナウイルス感染症に不安を抱える分娩前の妊婦が、かかりつけ医と相談し希望する場合、ウイルス検査費用を公費負担する(上限20,000円) ○ 新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンの接種について、予防接種法の臨時接種
τ	に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により市町村において ワクチンを接種する。 〇 予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置等は、予防接種法の現行の規定を適 用する。
(1)国の役割	①ワクチンの確保 ②購入ワクチンの卸売業者への流通の委託 ③接種順位の決定 ④健 康被害救済に係る認定 ⑤副反応疑い報告制度の運営 等
(2)県の役割	①地域の卸売業者との調整(ワクチン流通等) ②市町村支援 ③市町村事務に係る調整(接種スケジュールの広域調整等) ④専門的相談対応 等
(3)市町村の役割	①実施主体 ②住民への接種勧奨・個別通知 ③接種手続きに関する一般相談対応 ④健康被害救済の申請受付、給付 ⑤集団接種会場の確保 等
(4)接種順位の大まかなイメージ・スケジュール	 ○ 医療従事者等 3月5日開始(沖縄県約 57,000人) ・基本接種施設23箇所を決定 ・連携型接種施設を選定(164箇所) ・接種完了 ○ 高齢者(65歳以上) 4月12日開始(沖縄県約347,000人) ・5月29日、全ての市町村で接種開始。 ○ 高齢者以外で基礎疾患を有する者、及び高齢者施設等の従事者 ○ 接種率(令和3年8月25日現在)
(5)接種場所	○ 原則 住民票所在地の市町村 ○ 例外 住民票所在地外でも接種可(県広域接種センター、長期入院者、被災者、単身赴 任者、出産のための里帰り妊産婦等)
(6)専門的相談体制 (コールセンター)	○ 副反応等医学的見地が必要となる専門的な相談など、市町村では対応困難な問い合わせへの対応を実施。3月15日開始。
(7)広域接種セン ター	○ 市町村が実施する住民向け接種を補完するため県が広域接種センターを沖縄コンベンションセンター及び県立武道館に設置し、運営を民間企業に委託。 ○ 設置期間6月15日~接種完了まで。

緊急事態宣言下(警戒レベル第4段階)の具体的実施内容 (沖縄県対処方針)

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

(令和3年8月25日時点)

項目	実施内容
1. 公立学校	
(1)県立学校	○ 地域の感染状況を踏まえ、引き続き分散登校等を実施する。 ○健康等に不安があり出席できない児童生徒については、より柔軟に対応し、オンライン等での学習支援に努める。 ○ 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。 ○ 学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を延期、縮小する。 ○ 幼児児童生徒に対し、不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合には登校しないよう指導の徹底を図る。 ○ 就職・進学等に伴う活動については、感染症対策を徹底した上で実施する。 ○ 部活動は原則休止する。 ただし、全国大会に派遣が決定している競技に限り、大会2週間前から、学校長の許可の下、平日90分以内(早朝練習なし)、土日休日は2時間以内、必要最小限の人数で練習することができる。この間、練習試合や合同練習は行わないこと。また、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。 ○「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施のための必要な支援を行う。
(2)市町村立学校	○ 小中学校については、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断するよう市町村教育委員会に依頼する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。
2. 県内大学	
(1)県内大学	○ 原則オンライン授業とし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用などの 実施により密を回避していただく。 ○ 休業要請・営業時間短縮要請に応じていない飲食店等への出入りや、大人数での行動・バーベキューや友人宅等での飲酒を自粛するよう学生に徹底していただく。
(2)県立看護大学	○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和3年5月に「沖縄県立看護大学新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動指針」を策定した。 県の警戒レベルが第4段階であり、同指針により最高レベルの取組を実施している。以下主な取組。 1 構内立ち入り制限の基本方針 原則、入構禁止 2 教育活動について 授業等については、原則として遠隔授業。但し、演習など対面でないと困難な授業については対面での講義は可。演習、実習については、準備が整い次第、順次遠隔授業に移行する。 学外活動については、全面禁止。学生の課外活動については、全面禁止。但し、オンラインを活用し、対面とならない場合は可。 3 研究活動について 教職員については、原則、研究を停止。感染拡大防止措置を講じた上で、継続を必要とし、安全が確認された場合に限り研究を実施。 4 大学運営について 業務については、在宅勤務等を活用した勤務態勢を実施。会議は原則遠隔実施、但し、必要時に大学運営等の会議を対面可。
(3)県立芸術大学	○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。 ○ 休業要請・営業時間短縮要請に応じていない飲食店等への出入りや、大人数での行動・バーベキューや友人宅等での飲酒を自粛するよう、学生等に注意喚起を行う。

(4)県立農業大学校 O 学校教育活動については、感染防止対策を徹底するとともに、原則として以下の対応を 予定 a 講義についてはレポート形式またはオンライン形式で実施し、困難な場合 はクラスを分割した授業や大教室を活用した授業の実施により密を回避 b 実習については、分散形式で実施する。 〇 課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への 注意喚起を行う。 3. 高専、私立学校等 (1)私立幼稚園等 ○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判 断いただく。 〇 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに 従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛 の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。 (2)私立小中高 ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考 に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実 (3)専修学校・各種 施により密を回避する。 学校 ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考 に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 懇親会や飲み会などについて、県民への要請を踏まえ学生等への注意喚起を要請す る。 (4)職業能力開発校 ○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で訓練を継続する。地域の感 染状況によっては、オンライン訓練の活用や訓練時限数の短縮により訓練を継続する。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。 訓練生等に対し、懇親会や飲み会、不要不急の外出自粛を要請する。 (5)消防学校 ○ 消防学校においては、感染防止対策を徹底した上で、教育訓練を実施する。 〇 教育訓練、寮生活における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への 注意喚起を行う。 ○ 体調不良等の学生について、リモート授業等を実施し、卒業に必要な履修時間を確保 する。 ○ 外泊時においても感染防止を徹底し、不要不急の外出を控えるよう指導する。 4. 社会福祉施設 (1)高齢者・障害者 施設等 ①高齢者・障害者 ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と 施設等 連携した適切なサービスの提供確保を要請する。 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ②通所•短期入所 サービス利用者 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ 速やかに情報を提供することを要請する。 ③通所•短期入所 ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 事業所 〇 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス 提供確保の協力を要請する。

④訪問サービス利 用者	○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ 速やかに情報を提供することを要請する。
⑤訪問系事業所· 居宅介護支援事 業所	○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス 提供確保の協力を要請する。
⑥面会	〇 原則、中止を要請。
(2)保育所・放課後 児童クラブ	○ 市町村に対し、引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討するよう依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。
その他の公共的施	
(1)社会教育施設	
①県立図書館	 ○ 7月24日(土)から9月12日(日)までの間、臨時閉館する。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ 図書資料宅配サービス(利用者費用負担)を実施する。 ○ 電子書籍の閲覧、来館を伴わない資料の照会・複写、障がい者等への資料郵送サービス等は継続する。 ○ 事前予約による団体(学校・保育園等)への貸出(一括貸出)サービスを継続する。
②青少年の家	○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、臨時休所とする。それ以降は感染状況を勘算 し再開を検討する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期または中止を要請する。
③埋蔵文化財セン ター	○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、臨時休所とする。それ以降は感染状況を勘算し開所を検討する。
④地域環境セン ター	○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、臨時休所とする。それ以降は感染状況を勘算し開所を検討する。○ 図書の貸し出しは、電話予約により駐車場での受け渡しを行う。○ 出前講座を停止する。(ただし、オンラインによる講座は実施)
⑤博物館・美術館	 ○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘算し開館を検討する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。 ○ 県及び指定管理者の常設展・企画展等は中止する。
⑥沖縄空手会館	○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘算し開館を検討する。○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
⑦沖縄県平和祈 念資料館	○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘算 し開館を検討する。

⑧公文書館	○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案 し開館を検討する。 ○ 来館を伴わない所蔵資料に関する問合せ、郵送等による複写申請の受付及び資料提 供サービス等は継続する。
(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、キャンプ場等の有料施設の利用については原則停止とする。それ以降は感染状況を勘案し再開を検討する。
②奥武山総合運動場	○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、臨時休場とする。それ以降は感染状況を勘案 し再開を検討する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止又は延期ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの 利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について、新規予約受付を停止する。 ○ 国民体育大会等に出場する場合の練習等に限り、時間・人数を制限して認める場合が ある。 ○ 施設を利用する場合にあっては、各種ガイドラインに沿って、十分な感染防止対策を徹 底した上での利用とする。
③美ら海水族館	○7月22日(木)から9月12日(日)までの間、美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域を閉鎖する。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。
④首里城公園	〇 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、首里城有料区域並びに県営首里城公園首里 杜館及び地下駐車場を閉鎖する。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。
⑤県営8公園施設	○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、陸上競技場、プール等、条例で定められている有料施設については原則閉鎖とする。それ以降は感染状況を勘案し再開を検討する。 ○ イベントについては、県の対処方針に基づいた対応とするよう要請する。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付し、県公園と同様の対応を要請する。
⑦平和創造の森 公園	○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、多目的広場、シャワー施設等、条例で定めている有料施設については閉鎖する。それ以降は、感染状況を勘案し再開を検討する。 ○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、備品貸出を中止する。それ以降は、感染状況を勘案し再開を検討する。 ○ イベントについては、県の対処方針に基づいた対応とするよう要請する。
8県営海浜公園 (西原・与那原マリン パーク、あざまサン サンビーチ、宇堅 ビーチ)	○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、感染防止のため施設は原則休園とする。それ以降は感染状況等を確認し開園を検討する。
⑨市町村営海水浴 場等	〇 県の対応について参考に送付し、県営海浜公園と同様の対応を要請する。

[20] = N	
(3)その他	
①沖縄コンペンションセ ンター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用と する。 ○緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
②万国津梁館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用と する。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
③沖縄県総合福 祉センター	○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ ただし、相談業務等については、継続する。
④沖縄県男女共 同参画センター	○ 7月22日(木)から9月12日(日)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ ただし、相談業務等については、継続する。
⑤運転免許セン ター関連	○ 運転免許センター、中部支所、北部支所、宮古支所、八重山支所においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。 ○ 8月10日から当分の間、中部支所での優良運転者講習のみを停止し、運転免許センターでの受講を案内。

緊急事態宣言下(警戒レベル第4段階)の具体的実施内容 (沖縄県対処方針)

(令和3年8月25日時点)

項目	
块 口	実施内容
1. 県民・雇用者向け支援 策	
(1)支援策	
い猶予	○ 電気代、ガス代、水道・下水道料金など、収入が減少し、期限内の支払いが困難な場合に一定期間の支払いを猶予する。○ 相談先:それぞれの契約会社等に問い合わせ
	○ 地方税法による猶予制度を周知する。申請は、郵送又は電子による方法を積極的 に案内する。
(税)	○ 国民健康保険料(税)を猶予及び減免する。○ 相談先:各市町村国民健康保険担当窓口(詳しい条件や手続等)
④県営住宅関係	○ 県営住宅の家賃支払いが困難となった場合の相談窓口の周知。 ○ 失職、収入減に対する県営住宅家賃の再認定及び減免。 ○ コロナ対策の影響等により住宅を失った者に対する県営住宅の一時入居。
	○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を実施。○ 申請先:市町村社会福祉協議会○ 貸付上限額:10万円又は20万円以内○ 申請期限:令和3年11月末まで
	 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、総合支援資金の特例貸付を実施。 ○ 申請先:市町村社会福祉協議会 ○ 貸付上限額:月15万円又は20万円以内 原則3ヶ月以内※※緊急小口資金及び総合支援資金の貸付終了後も困窮している場合、最大3ヶ月の再貸付可 ○ 申請期限:令和3年11月末まで
感染症生活困窮者自 立支援金	 ○ 総合支援資金の再貸付が終了するなどの理由により特例貸付を利用できない世帯に対して、一定の条件を満たす場合に新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。 ○ 支給額(月額) 単身世帯:6万円、2人世帯:8万円、3人以上世帯:10万円 ○ 支給期間 3か月間 ○ 申請先:市町村を管轄する福祉事務所等 ○ 申請受付期限:令和3年11月末まで
	○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により家賃の支払いに困り住居を失うおそれのある方々に対し、家賃相当額を支給する。(※ 3か月間の再支給の特例(解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも申請可。1度限り。)の申請受付期限は令和3年9月30日まで)○ 相談・申請先:市町村を管轄する自立相談支援機関
険)	○ 新型コロナ感染などで仕事を休んでいる労働者について働けない期間、傷病手当金を支給する。※4日目から支給○ 相談・申請先:各市町村国民健康保険窓口及び協会けんぽ、健康保険組合など

⑩新型コロナウイルス ○ 新型コロナウイルス感染症により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払 感染症対応休業支援 いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイル 金•給付金 ス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。 (国事業) 〇 対象者 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、 ①令和2年4月1日から令和3年9月30日(予定)までに事業主が休業させた中小企業 の労働者 ②令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日(沖縄県の場合令 和2年12月17日以降)から令和3年11月30日(予定)までに事業主が休業させた大企 業のシフト労働者等 のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった労働者 ※ 雇用保険被保険者ではない方も対象 ○ 相談先:新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター(TEL: 0120 - 221 - 276○ 支給額:休業前賃金の8割(日額上限 11,000円(令和3年5月から9,900円)) 〇 申請期限 中小企業の労働者 休業した期間 令和2年10月~令和3年4月 → 申請期限 令和3年7月31日 休業した期間 令和3年5月~6月 → 申請期限 令和3年9月30日 休業した期間 令和3年7月 → 申請期限 令和3年10月31日 大企業のシフト労働者等 休業した期間 令和2年4月~令和2年6月、及び、令和2年12月17日(沖縄県の場合) ~令和3年4月 → 申請期限 令和3年7月31日 休業した期間 令和3年5月~6月 → 申請期限 令和3年9月30日 休業した期間 令和3年7月 → 申請期限 令和3年10月31日 (2)相談対応 ①見守り活動の実施 ○ 感染防止対策を講じた上で、見守り活動実施の呼びかけ。 ②ひとり親家庭対応 ○ 感染防止策を講じた上で、ひとり親世帯にヘルパーを派遣。 ○ 警察、女性相談所、児童相談所等の関係機関が連携した適切な相談対応の推 ③DV、児童虐待対応 進、相談受入態勢の維持・確保。 ○ 相談体制の強化(対応職員の増、相談窓口の広報等)。 4、特殊詐欺等対応 ○ あらゆる広報媒体を使用した広報啓発活動と相談対応の強化及び取締りの徹底。 ⑤学生等対応 ○ 大学、専門学校等の学生からの相談については、NPO法人と連携し対応。

2. 事業者向け支援策 (1)支援策 ①雇用調整助成金 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して -時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を (国事業) 助成する国の制度。 ○ 雇用調整助成金の特例措置等は、令和3年11月30日まで継続することとする予定 ○ 休業手当等に対する助成率 中小企業4/5、大企業2/3 解雇等を行わない場合 中小企業9/10、大企業3/4 ※助成額の上限 対象労働者1人1日あたり13,500円 緊急事態宣言の実施区域、まん延防止等重点措置の対象区域において、知事に よる営業時間の短縮等の要請等に協力する事業主について、雇用調整助成金の助成 率を最大10/10に引き上げる特例あり ○ 生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の 事業主について、雇用調整助成金の助成率を最大10/10に引き上げる特例あり ②沖縄県雇用継続助 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う労働者の休業により、国の雇用調整助成 |成金事業 金や緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた県内に所在する事業主を対象に、県が 上乗せ助成を行うことにより、雇用の維持と県内企業の負担軽減を図る。 ○ 受付・問い合わせ先:事業主向け雇用支援事業事務局(TEL:098-941-2044) 〇 助成率(休業手当に対する割合): 令和3年7月1日~令和3年8月31日休業分 ①大企業 従業員等の解雇あり: 国2/3 県1/9 (企業2/9) 従業員等の解雇なし: 国3/4 県1/8 (企業1/8) ②中小企業 従業員等の解雇あり: 国4/5 県1/15 (企業2/15) 従業員等の解雇なし: 国9/10 県1/20 (企業1/20) ③緊急事態宣言の実施区域等において、知事の要請等に協力する事業主、及び、 特に業況が厳しい事業主 従業員等の解雇あり: 国4/5 県1/15 (企業2/15) 従業員等の解雇なし:国10/10 県助成対象外 1事業所あたり月額上限100万円 ※令和2年4月~令和3年6月休業分は県雇用政策課ホームページを参照 ○ 申請期限:国の雇用調整助成金等の支給決定から2ヶ月以内(消印有効) ③農林漁業セーフ ○ 災害等により被害を受けた経営の再建に必要な資金又は社会的、経済的な環境 ティーネット資金貸付 の変化等により資金繰りに支障を来たしている場合等の経営の維持安定に必要な資 金制度であり、貸付限度額の引き上げ、実質無利子・無担保等の措置を実施。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつ 4 経営継続補助金 (国事業) つ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取 組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図る。

⑤工業用水道料金関 □ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、工業用水道料金の支払いが一時 係 的に困難な事業者を対象にした納期限の延期、使用の中止又は廃止、基本使用水量 の減量に係る対応。 ○ 相談先:配水管理課(TEL:098-866-2810) ○ 納期限の延期:令和3年7月、8月、9月使用分 ○ 申請期限:納期限の延期については納期限の7日前まで、 それ以外の支援策については、随時相談。 ○ 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴 ⑥月次支援金 (国事業) う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上げが50%以上減少 した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を支給し、事業の継続・立て直しや そのための取組を支援する。 ○ 月次支援金 国相談窓口:【申請者専用】·TEL:0120-211-240 ※IP電話等からのお問い合わせ先:03-6629-0479(通話料がかかります) 給付額 2019年または2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上 (中小法人等:上限20万円/月 個人事業者等:上限10万円/月) ○ 申請受付期間(原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間) 【6月分】2021年7月1日(木)~8月31日(火) 【7月分】2021年8月1日(日)~9月30日(木) 【8月分】2021年9月1日(水)~10月31日(日) 【9月分】2021年10月1日(金)~11月30日(火) ○ ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等 ⑦事業再構築補助金 (国事業) の思い切った事業再構築を支援する。 ○ 相談窓口:事業再構築事業補助金事務局 <ナビダイヤル>0570-012-088<IP電話用>03-4216-4080 〇 給付額(※要件により補助率引き上げあり) •中小企業(補助率: 2/3):通常枠6,000万円以内、卒業枠1億円以内 ・中堅企業:通常枠(補助率: 1/2もしくは1/3)8,000万円以内 グローバルV字回復枠(補助率:1/2)1億円以内 〇 事業年度:令和3年度 (第3次公募申請期間:7/30~9/30、さらに2回程度公募予定) |**⑧新型コロナウイルス |**○ 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対し、金融機関の継続的な伴 |走支援を受けながら経営改善等に取り組むための融資を行う。 感染症対応伴走型支 援資金 ○ 相談先:県中小企業支援課(TEL:098-866-2343) ○ 融資限度額:1企業、1組合あたり4,000万円以内 ○ 取扱期間: 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに保証申込を受付たもの。 ※ 最大3年間の利子補給を実施 9中小企業再生支援 ○ 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者が中小企業再生支援協議会等 |資金(新型コロナウイ の支援により作成した事業再生計画を実行するために必要な資金の融資を行う。 ルス感染症対応貸付) ○ 相談先:県中小企業支援課(TEL:098-866-2343) ○ 融資限度額:1企業、1組合あたり8,000万円以内 ○ 取扱期間: 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに保証申込を受付たもの。

感染症対応休業支援 金•給付金

(国事業)

⑩新型コロナウイルス ○ 新型コロナウイルス感染症により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払 いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイル ス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

〇 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、

- ①令和2年4月1日から令和3年9月30日(予定)までに事業主が休業させた中小企業 の労働者
- ②令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日(沖縄県の場合令 和2年12月17日以降)から令和3年11月30日(予定)までに事業主が休業させた大企 業のシフト労働者等
- のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった労働者 ※ 雇用保険被保険者ではない方も対象
- 相談先:新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター(TEL: 0120-221-276)
- 支給額:休業前賃金の8割(日額上限 11,000円(令和3年5月から9,900円))
- 申請期限

中小企業の労働者

休業した期間 令和2年10月~令和3年4月 → 申請期限 令和3年7月31日 休業した期間 令和3年5月~6月 → 申請期限 令和3年9月30日 休業した期間 令和3年7月 → 申請期限 令和3年10月31日

大企業のシフト労働者等

休業した期間 令和2年4月~令和2年6月、及び、令和2年12月17日(沖縄県の場合) ~令和3年4月 → 申請期限 令和3年7月31日

休業した期間 令和3年5月~6月 → 申請期限 令和3年9月30日 休業した期間 令和3年7月 → 申請期限 令和3年10月31日

⑪観光関連事業者等 |応援プロジェクト

【令和3年5月26日沖縄県議会臨時会において補正予算議決】

- 令和3年4月以降の緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う影響により売上 げが50%以上減少し、月次支援金を受給した事業者を対象に、事業規模に応じた県独 自の支援金を支給する。
- 〇 対象事業者

宿泊業、貸切バス、レンタカー、観光施設等の観光関連事業者をはじめ、売上が 50%以上減少し国の月次支援金を受給した事業者

〇 支援金

個人:上限10万円

法人:上限20~30万円(売上規模に応じて支給)

〇 申請期間:令和3年7月30日(金)~10月31日(日)

⑪観光関連事業者等	※令和3年7月 観光関連事業者等応援プロジェクトのうち酒類販売事業者の部分に
応援プロジェクト	ついてのみ運用を見直し
(2)酒類販売事業者支	10 (001)2/11/2/11/2/11/2
援金	【目的】
	緊急事態宣言に伴う飲食店等での酒類の提供停止により売上が減少した酒類販売
	事業者に対し、支援金を給付することで経営状況の厳しい事業者の事業継続を支援す
	వ .
	【対象事業者】
	飲食店と直接・間接的に取引のある酒類販売事業者及び酒類製造事業者で、売上
	が50%以上減少し、国の月次支援金を受給した事業者
	【支給額】
	①売上減少50%以上 個人:上限10万円/月、法人:上限20万円/月
	②売上減少70%以上 個人:上限20万円/月、法人:上限40万円/月
	③売上減少90%以上 個人:上限30万円/月、法人:上限60万円/月
	(※③の支給は7月、8月分のみ)
	【対象月】
	5月、6月、7月、8月(酒類の提供停止の期間)
12宿泊事業者感染症	【令和3年6月22日6月定例会において補正予算議決】
対策支援事業	〇宿泊事業者が感染拡大防止対策の強化等のための物品購入や今後の事業継続の
	ための、前向きな投資(ワーケーションスペース設置、無線LANの整備等)を実施する
	場合に、その一部を補助する。
	・旅館業法の許可を受けた宿泊事業者
	<補助金>
	・令和2年5月14日以降の経費が対象
	・1施設につき1/2(規模に応じて段階的に上限額を設定 最大500万円)
	〈申請期間(予定)〉
	•令和3年9月13日~11月15日
 ①納税の猶予	□ 地方税法による猶予制度を周知する。申請は、郵送又は電子による方法を積極的
(19)神巧作成のクタ目 ア	○ 地方代法による指字前及を周知する。中間は、野区又は電子による方法を慎極的 に案内する。
(0)名声卷老台は	
(2)各事業者向け	
①農林水産業向け	○ 影響を受けた農林漁業者への資金の円滑な融通や既往債務の償還猶予の要請
	等
	O 農林漁業者の事業継続や、次期作に向けた各種支援対策や県産農産物の県内
	消費拡大対策等
	〇 航空貨物の物流機能回復に向けた緊急支援(貨物専用臨時便の確保対策等)
②文化事業者向け	〇 ライブハウスや劇場、ホール、ギャラリー等が行うイベント、オンライン配信などに
	ついて情報を集約し発信することを支援する。また、文化事業者が「新しい生活様式」
	を取り入れた事業を実施する際の支援、補助メニューの紹介等を行う。
I L	I .

1 (3)相談対応	
	①雇用調整助成金相 談窓口体制の充実	○ 雇用の維持を図るため、雇用調整助成金や沖縄県雇用継続助成金等の各種活用についての相談対応や情報提供を行う。 ○ 相談先:事業主向け雇用支援事業事務局(TEL:098-941-2044) ○ 開設時間:9:00~17:00(土・日・祝日除く)
	②公共工事の関連の 対応	○ 受注者からの申し出があった場合、受発注者間で協議し、工事の一時中止、工期延期や請負金額変更等を実施する。 ○ 緊急事態宣言時に社会の安定の維持の観点から事業の継続が求められることに
		留意しつつ、円滑な発注及び施工体制を確保する。
		○ 国の一時支援金・月次支援金・事業再構築補助金等について、県内事業者が円滑かつ幅広に給付を受けられるよう、国及び市町村等と連携を図りながら、相談対応や情報提供を行う。 ○ 相談・サポート窓口:沖縄県産業振興公社(令和3年3月15日から) ○ 問い合わせ先:TEL:098-859-6237
무	<u>」</u> その他対応	
	1)その他対応	
	①便乗値上げ防止要 請等	○ 必要に応じて事業者団体等に生活物資の供給確保·便乗値上げ防止を要請する。
	②観光客・観光事業者 への情報提供	○ 観光客・観光事業者等に対して、わかりやすい新型コロナ感染状況の情報提供を行う。 ○ HP、チラシ・カード、機内アナウンス等によりTACOにおける検温や問診などの協力依頼を行う。また、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の実践を呼びかける。 ○ 観光客に対してRICCAへの登録を促進し、新型コロナに関する各種情報提供を行う。
	③在住外国人への生 活支援等	〇 生活支援等の相談窓口対応及び当該窓口の周知広報を実施する。
	④廃棄物取扱方法の 周知	○ 県HPにチラシ・パンフレット等を掲示。 ○ 事業者等、市町村関係部局へ周知。
	⑤警戒活動	〇 繁華街等における警戒活動の強化。
	⑥感染拡大防止と社 会経済活動両立サ ポート	○ RICCAにおいて、感染防止対策徹底宣言シーサーステッカー掲示店舗のクーポンを発行することで事業活動を応援する。 ○ 店舗やイベント等で万が一集団感染が発生した場合、LINEメッセージにより接触可能性のお知らせを行い、健康観察の徹底等を促すことで感染拡大防止へつなげる。